



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

暫定版

令和5年度 山口労働局の重点施策

山口の「働く」をぶち応援！



厚生労働省山口労働局
労働基準監督署・公共職業安定所

◆山口労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/home.html>

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等	2
第2 個人の主体的なキャリア形成の促進	2
第3 安心して挑戦できる労働市場の創造	
1 労働市場の強化・見える化	3
2 賃金上昇を伴う労働移動の支援	4
3 継続的なキャリアサポート・就職支援	4
第4 多様な人材の活躍促進	
1 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進	5
2 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等	7
3 新規学卒者等への就職支援	8
4 就職氷河期世代の活躍支援	8
5 高齢者の就労・社会参加の促進	9
6 障害者の就労促進	10
7 外国人に対する支援	11
第5 多様な選択を力強く支える環境整備	
1 多様な働き方がしやすい環境整備	11
2 安全で健康に働くことができる環境づくり	12
○ 山口労働局の組織	19
○ 目的に応じた相談窓口・助成金の相談窓口山口労働局の組織	20
○ 山口県内の労働基準監督署・総合労働相談コーナー	21
○ 山口県内のハローワーク・ハローワークの付属施設	21

新型コロナウイルス感染症に関連した相談窓口

特別労働相談窓口 雇用環境・均等室 各労働基準監督署・各ハローワーク	職場における感染拡大防止 対策相談コーナー 健康安全課	雇用調整助成金 特別相談窓口 場所：山口県労福協会館 山口市緑町3-29 電話：083-902-1564
母性健康管理措置等 に係る特別相談窓口 雇用環境・均等室	派遣労働者相談窓口 需給調整事業室	

山口労働局に設置した他の特別相談窓口

短時間・有期雇用労働者 のための特別相談窓口 同一労働同一賃金に関するご相談 雇用環境・均等室	派遣労働者の均等・均衡待遇 に係る特別相談窓口 同一労働同一賃金に関するご相談 需給調整事業室	高度プロフェッショナル 制度に関する専用相談窓口 高度プロフェッショナル制度 導入に関するご相談 監督課
	無期転換ルール特別相談窓口 無期労働契約に関するご相談 雇用環境・均等室	

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

最低賃金については、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において、できる限り早期に全国加重平均 1,000 円となることを目指す」とされていることから、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境の整備に一層取り組むことが必要です。

(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

- 業務改善や生産性向上を図る中小企業・小規模事業者に対し「業務改善助成金」の活用を推進し、賃金引上げを支援します。

(2) 最低賃金制度の適切な運営

- 最低賃金額については、事業者や労働者等に周知徹底し、履行確保に問題があると考えられる地域、業種等を重点として、監督指導を行います。

山口県最低賃金(時間額)		888	円
山口県特定(産業別)最低賃金(時間額)			
鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、 非鉄金属・同合金圧延業、 非鉄金属素材製造業		1,024	円
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業		948	円
輸送用機械器具製造業		985	円
百貨店、総合スーパー		907	円

(3) 監督署と連携した同一労働同一賃金の徹底

- 監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行った企業から情報提供を受けることにより、雇均室又は安定部等による効率的な報告徴収又は指導監督を行い、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

(4) 「資金移動業者の口座への賃金支払」に関する周知及び指導について

- 令和5年4月1日より労働基準法施行規則の一部が改正され、使用者が労働者に賃金を支払う場合において、通貨のほか、従来から認められていた銀行その他の金融機関の口座への振込み等に加え、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への支払が認められることとなりました。そのため、労働局及び監督署においても、労働者及び使用者に対し制度の周知を図るとともに、法令違反が疑われる事案を把握した場合は速やかに必要な指導を行います。

第2 個人の主体的なキャリア形成の促進

産業構造が変化する中、個人がそれぞれの置かれた状況に応じて自律的・主体的にキャリアを形成し、その能力を発揮できるための環境整備が求められています。その際、希望する労働者が成長分野に円滑に労働移動するために必要なスキルアップの支援、在籍型出向など新たな経験を通じたキャリアアップや能力開発といった視点を加えていくことが重要です。

(1) 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

- 「山口地域職業能力開発促進協議会」において、地域の人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定を促進します。特に、令和5年度においては、個別の訓練コースについて訓練効果の把握・検証を新たに実施します。

山口県内のハロートレーニングのご案内はこちら



ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——



【ハロトレくん】(公的職業訓練のキャラクター)

(2) キャリア形成・学び直し支援センターとの連携によるキャリア形成と学び直しの支援

☐キャリア形成・学び直し支援センターとの連携により、ジョブ・カードを活用して、キャリアコンサルティングの機会の提供や訓練情報の提供等を行います。

(3) デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援

☐デジタル分野に係る公的職業訓練の受講を推奨し、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により再就職の実現を図ります。

(4) 雇用維持及び在籍型出向等の取組の支援

☐雇用調整助成金、産業雇用安定助成金により、引き続き休業のほか、教育訓練、出向を通じて雇用維持に取り組む事業主を支援します。

☐労働者のキャリアアップ・能力開発に資する産業雇用安定助成金のスキルアップ支援コース及び事業再構築支援コースの活用促進を公益財団法人産業雇用安定センター・山口事務所と連携し実施します。

第3 安心して挑戦できる労働市場の創造

1 労働市場の強化・見える化

労働力供給制約に起因する人手不足の問題が顕在化している中、労働市場を巡る情報に自由かつ簡便にアクセスできることをはじめ、民間人材サービスも含めた労働市場の機能を強化することにより、円滑な労働移動を可能とする環境整備が重要です。

(1) 改正職業安定法の施行及び民間人材サービス事業者への指導監督の徹底

☐令和4年10月に施行された改正職業安定法の周知及び指導監督の実施を通じて、適正な運営を確保します。また、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）の違反を把握し、またはその疑いのある派遣元事業主の指導監督に万全を期すとともに、同一労働同一賃金に加え雇用安定措置に関する事項等、労働者派遣法及び職業安定法をはじめとする労働関係法令の適正な運営の確保につき徹底を図ります。

(2) 円滑な労働移動に資する情報等の整備

☐job tag（職業情報提供サイト（日本版O-NET））、マイ・ジョブカード、職場情報総合サイト（しよくばらぼ）を活用し、求職者のニーズ・状況を踏まえた再就職支援を行います。



2 賃金上昇を伴う労働移動の支援

労働移動の円滑化を進めるため、より高い賃金で新たに人を雇い入れる企業への支援など、人材の活性化を通じた賃金上昇の好循環の実現を目指した取組を進めることが重要です。

(1) 就職困難者の賃上げを伴う労働移動等の推進

☐ 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）、労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）及び中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）について、賃金を上昇させた事業主に対して上乗せ助成を行います。

(2) 地域雇用の課題に対応し良質な雇用の実現を図る山口県等の取組等の支援

☐ 山口県が行う「地域活性化雇用創造プロジェクト」を支援することにより、良質な雇用の実現等を図ります。また、山口県、山口市及び下関市と締結している「雇用対策協定」に係る事業計画に基づき、「県内中小企業の人材育成・確保支援」、「多様な人材が活躍できる取組」など、国と地方が一層連携して地域の実情に応じた雇用対策を実施します。

(3) 都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等の支援

☐ 山口県へのU・J・Iターン就職を希望する方に対する職業紹介や生活関連情報の提供等を一体的に行います。

(4) 就職困難者のデジタル分野への労働移動の推進

☐ 特定求職者雇用開発助成金の成長分野等人材確保・育成コースの活用促進を実施します。

3 継続的なキャリアサポート・就職支援

個々人のニーズに応じた、きめ細かなキャリアサポート・就職支援を継続的に進めていくことが重要です。

(1) ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進及び求職者支援

☐ ハローワークにおけるオンラインによる職業相談の実施、就職支援セミナーのオンライン配信、SNS・ホームページを活用した情報発信の強化により、求職者のニーズに応じて柔軟に求職活動ができるようサービスの向上を図ります。

(2) 人材確保対策コーナーでの支援、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の推進

☐ ハローワークの「人材確保対策コーナー」（山口・下関・宇部）を中心に、山口県福祉人材センターや山口県ナースセンターと連携した求人説明会やセミナーを開催し、人材確保支援の充実を図ります。

(3) 雇用と福祉の連携による、離職者の介護、障害福祉分野への就職支援

- ☐ハローワーク、訓練機関及び山口県福祉人材センターの連携強化による就職支援を実施します。
- ☐介護・障害福祉分野の訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せの取り組みを実施します。

(4) ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援

- ☐非正規雇用労働者等の早期再就職を支援するため、ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制による、求職者の状況に応じたきめ細かな支援を実施します。

(5) 求職者支援制度による再就職支援

- ☐雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職やスキルアップを希望する非正規労働者等を支援するため、求職者支援制度の周知・広報により制度の活用を推進します。

(6) 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

- ☐ハローワークにおいて、市町との協定に基づき、ハローワークと市町が一体となって生活困窮者、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者等に早期かつきめ細かな就労支援を実施します。

第4 多様な人材の活躍促進

1 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

女性活躍推進をより一層進め、誰もが働きやすい就業環境を整備するため、新たに常時雇用する労働者数 301 人以上の事業主について男女の賃金の差異の公表が必須項目となった「女性活躍推進法」及び「男女雇用機会均等法」の履行確保を図るとともに、男女の賃金の差異の情報公表を契機とした女性活躍推進の取組促進等を進める必要があります。

少子高齢化が急速に進展する中で、出産、育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女とも仕事と育児等を両立できる社会を実現することが重要な課題となっており、改正された「育児・介護休業法」の履行確保等により、仕事と育児・介護の両立支援の取組を促進する必要があります。

(1) 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保

- ☐常時雇用する労働者数 301 人以上の事業主に新たに義務付けられた男女の賃金の差異に係る情報公表について、報告徴収等の実施により、着実に履行確保を図ります。あわせて、募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における均等取扱いについて、報告徴収等の実施により、男女雇用機会均等法の履行確保を図ります。
- ☐妊娠等を理由とする解雇・雇止め等不利益取扱いの禁止については、事業主に対し関係法令の周知を図るとともに、相談が寄せられた場合は速やかに必要な指導を行います。

(2) 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

①育児・介護休業法の周知及び履行確保

- 令和5年4月1日より施行される1,000人超企業を対象とした育児休業等取得状況の公表の義務化について、着実な履行確保を図るとともに、令和4年より施行されている「産後パパ育休」（出生時育児休業）を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知徹底を図ります。

②男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

- 「産後パパ育休」のほか、「パパ・ママ育休プラス」や「育児目的休暇」等の男性の育児に資する制度について、あらゆる機会を捉えて周知を行い、制度の活用につなげます。

- 男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備が進むよう、両立支援等助成金の活用を推進します。

- 新型コロナウイルスの対応として小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために、特別休暇制度及び両立支援制度を導入した事業主への支援を行います。



③仕事と介護の両立ができる職場環境整備

- 地域包括支援センター等とも連携した介護休業制度等の周知を十分に行うとともに、両立支援等助成金の活用促進を通じて、仕事と介護が両立できる職場環境整備を図ります。

④次世代育成支援対策の推進

- 「次世代法」に基づく労働者数101人以上の義務企業の届出等の徹底を図り、あわせて、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び「くるみんプラス」の認定基準について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを積極的に行います。

くるみん認定制度とは

次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定し、行動計画に定めた目標を達成するなどの要件を満たした企業は「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

くるみん認定を受けた企業が、より高い基準を満たすと、特例認定（プラチナくるみん）を受けることができます。



トライくるみん



くるみん



プラチナくるみん

認定件数 山口 30 社（プラチナくるみん 6 社）、全国 4,062 社（令和4年12月末現在）

(3) ハローワークによる子育て中の女性等に対する就職支援

- 子育てをしながら就職を希望する女性を対象としたマザーズコーナー（山口・下関・宇部・徳山）を中心に、個々の求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、オンラインでの就職支援サービス、YouTubeやSNSを活用した情報発信を積極的に行います。



(4) 不妊治療と仕事の両立支援

- 令和4年度に創設された不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の周知及び認定促進を図り、不妊専門相談センターとも連携しつつ、不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境整備の推進のための周知啓発や相談支援を行います。

(5) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による特別有給休暇制度導入等への取組支援

- 「男女雇用機会均等法」に基づく母性健康管理措置について、事業主において適切な措置が講じられるよう周知・指導等を行います。あわせて、引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金の支給等により、妊娠中の女性労働者が安心して休暇を取得することができる職場環境整備の推進を図ります。

2 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（同一労働同一賃金）に向けて、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員転換を強力に推し進めていく必要があります。また、労働者派遣法の履行確保に向けて取り組む必要があります。

(1) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善を行う企業への支援

- パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく報告徴収、指導監督等を実施することにより、法の着実な履行確保を図るほか、望ましい雇用管理等の助言を行います。

- 「働き方改革サポートオフィス山口」によるワンストップ相談窓口において、関係機関や本省が実施する委託事業と連携を図りつつ、窓口相談やコンサルティング支援、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施する等、きめ細かな支援を行います。



働き方改革サポートオフィス山口

(2) 無期転換ルールの円滑な運用

- 令和6年施行予定の省令改正を始めとする、無期転換ルールの円滑な運用のための制度見直し等について周知・啓発を図ります。

3 新規学卒者等への就職支援

新規学卒者等の雇用の安定のため、きめ細かな就職支援や定着支援、職業情報等の見える化を推進していく必要があります。

(1) 新規学卒者等への就職支援

新規学卒者や卒業後3年以内の者等を対象に、山口新卒応援ハローワーク及び各ハローワークに配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を実施します。

(2) フリーター等への就職支援

フリーター等を対象に、ハローワークに配置された就職支援ナビゲーターの担当者制による、きめ細かな個別支援を通じて正社員就職を支援します。

4 就職氷河期世代の活躍支援

いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、様々な課題に直面している方がいます。その方々に対して、個々人の状況に応じた支援により、就職氷河期世代の活躍の場を更に広げられるよう、令和4年度までの3年間の集中取組期間に加え、令和5年度、6年度の2年間で「第二ステージ」と位置づけ取り組む必要があります。

(1) ハローワークの専門窓口における専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援

ハローワーク宇部に設置した就職氷河期世代専門窓口において、担当者制によるチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を行います。

(2) 就職氷河期世代の活躍支援の失業者等を正社員で雇い入れる企業への助成金等の活用

特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用助成金の活用により、就職氷河期世代の方の正社員としての就職を推進します。

(3) 地域若者サポートステーションを通じた継続的な支援

就職氷河期世代も含め、就労にあたって課題を有する方々に対し、地域若者サポートステーションにおいて、山口労働局・ハローワーク及び地方公共団体とも連携しながら、職業的自立に向けた継続的な支援を推進します。

(4) 就職氷河期世代の活躍支援のための都道府県プラットフォームを活用した支援

- 「やまぐち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」において、支援策の周知広報、企業説明会の開催等を通じ、就職氷河期世代の雇い入れや正社員化の支援を行います。

ポータルサイトの案内

■就職氷河期世代活躍支援ポータルサイト「ぽかぽか未来実現サイト」はこちら。

就職氷河期世代の方々の「これからの働き方」を応援するサイトです。事業主の皆様へのご案内も掲載しておりますので、ぜひご覧下さい！

URL : <https://hyougaki-ph.com/>

■厚生労働省「就職氷河期世代の方々への支援のご案内」サイトはこちら！

URL : https://www.mhlw.go.jp/shushoku_hyogaki_shien/


→



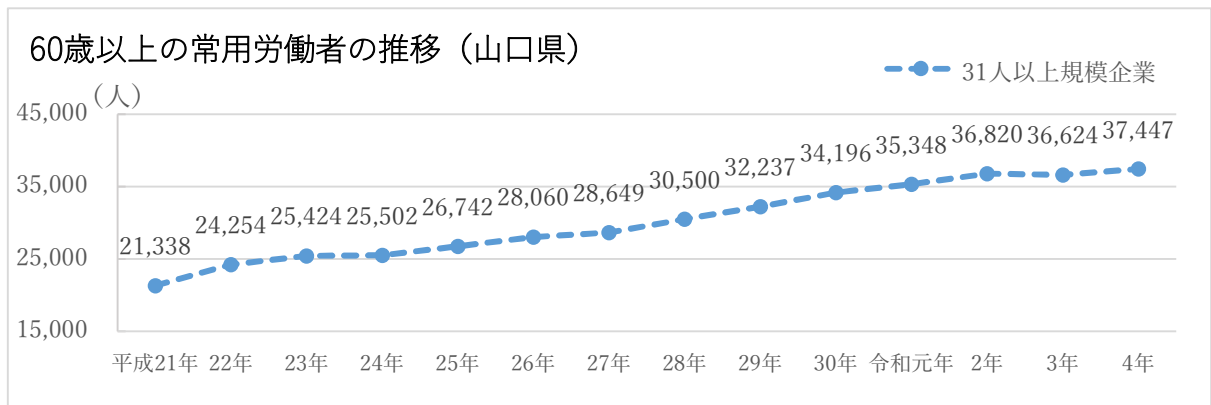


5 高齢者の就労・社会参加の促進

少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、働く意欲がある高齢者が年齢にかかわらずその能力・経験を十分に発揮し、活躍できる社会を実現することが求められています。

(1) 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

- 70歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、65歳を超える定年年齢の引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発を図ります。



(2) ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

- 「生涯現役支援窓口」（山口、下関、宇部、防府、徳山、岩国）を中心に、65歳以上が活躍できる求人開拓や支援チームによる効果的なマッチング支援を行うなど再就職支援に重点的に取り組みます。

(3) シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保

- 高齢求職者の多様な就業ニーズに対応するため、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に、シルバー人材センターへの誘導を行います。

6 障害者の就労促進

民間企業や公的機関に対し、障害者の雇用促進や職場定着を一層推進するほか、多様な就労ニーズへの対応や、雇用の質の向上を目指す就労支援に取り組む必要があります。

(1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等

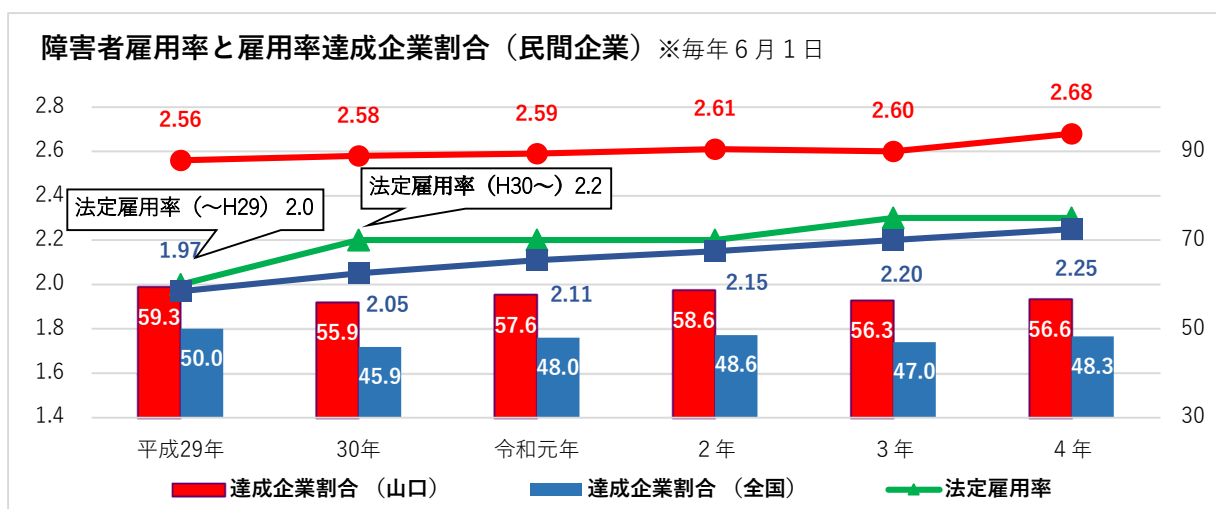
ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、障害者の雇入れ支援等の一層の強化を図ります。

(2) 改正障害者雇用促進法の円滑な施行

改正法により、事業主の責務の明確化（職業能力の開発及び向上に関する措置の追加）が施行される予定となっています。事業主がキャリア形成の支援を含む適正な雇用管理に一層取り組むよう、雇用の質の向上に向けた事業主への助言・指導を積極的に実施します。

(3) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者については、ハローワークにおいて専門の担当者による多様な障害特性に対応した就労支援を実施します。



もにす認定制度とは

障害者の雇用の促進や安定に関する取組などが優良な中小企業を、障害者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「もにす認定事業主」として認定しています。

認定件数 山口 3 社、全国 184 社（令和 5 年 1 月末現在）



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて
「とも に す す む」
という思いをこめて、



「もにす認定事業主」

7 外国人に対する支援

外国人労働者が安心して働き、その能力を十分に発揮することができる環境を確保するため、支援体制の整備を推進する必要があります。

(1) 定住外国人等に対する相談支援の実施

☐ハローワークにおいて、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を実施します。

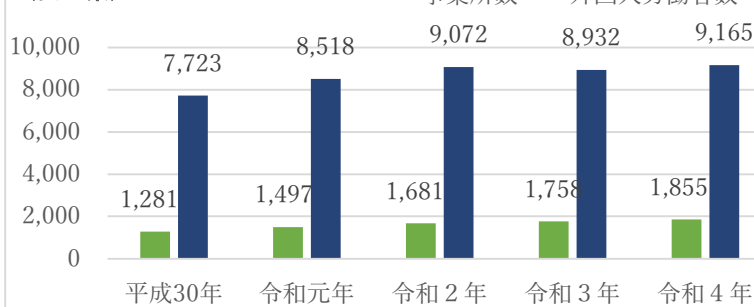
(2) ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備

☐外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助を行うとともに、雇用維持のための相談・支援についても積極的に実施します。

(3) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援

☐外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助を行うとともに、雇用維持のための相談・支援についても積極的に実施します。

外国人を雇用する事業所・外国人労働者の推移
(山口県)



第5 多様な選択を力強く支える環境整備

1 柔軟な働き方がしやすい環境整備

ウィズコロナ・ポストコロナの「新しい働き方」としてテレワークが広がっており、情報通信技術を活用した働き方として、雇用に限らず、フリーランスや副業・兼業での働き方が広がっています。このような働き方がしやすい環境を整備する必要があります。

(1) 良質なテレワークの導入・定着促進

☐テレワークについて、適正な労務管理の下で安心して働くことができるテレワークの導入・定着促進を図るため、テレワーク相談センターの紹介や、同センターで開催するセミナーの周知や参加等の働きかけを行うなど、同センターとの間で緊密な連携を図ります。

テレワーク総合ポータルサイトはこちら▶



お問い合わせ・連絡先

テレワーク相談センター

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-103
東京パークタワー2階 一般社団法人日本テレワーク協会内

電話: **0120-861009**

メール: sodan@japan-telework.or.jp

相談対応時間: 平日(月～金) 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)

詳細はこちら ▶ <https://telework.mhlw.go.jp/info/map/>

厚生労働省・総務省 テレワーク・ワンストップ・サポート事業

テレワーク総合ポータルサイト

テレワークに関する様々な情報を得るためのWEBサイトです

各種情報はここから!

セミナーやイベントに参加したい

助成金について知りたい

テレワーク実施上の留意点や先進的な取組事例などを知りたい

テレワークの相談をしたい

テレワークに関する情報は、国・自治体・事業者が連携して提供しています。最新の情報は、本ポータルサイトに掲載されています。また、本ポータルサイトでは、テレワークに関する様々な情報を提供しています。詳しくは、本ポータルサイトの「お問い合わせ」をご覧ください。

テレワーク総合ポータルサイト 検索

<https://telework.mhlw.go.jp/>

テレワークについての様々な情報を簡単に得られます！ぜひご利用ください！

厚生労働省 総務省

様々な機会を捉え、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知を行うとともに、「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」を中小企業事業主に最大限活用していただくよう、周知を図ります。

（２） フリーランスと発注者との契約のトラブル等に関する関係省庁と連携した相談支援

労働実態から労働基準法等の労働者に該当する場合には、必要な保護を図ります。
また、総合労働相談コーナーにおいても、適切な相談対応を行うとともに、相談内容から労働基準法等の法律に違反する疑いがある場合は、労働局又は監督署の担当部署と調整の上、担当部署に取次ぎを行います。

（３） 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等

自身の能力を一企業にとらわれずに幅広く発揮したいなどの希望を持つ労働者が、希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境の整備に向けて、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等について、分かりやすい解説パンフレットを活用した周知等を行います。

（４） ワーク・ライフ・バランスを促進する休暇制度・就業形態の導入支援による多様な働き方の普及・促進

選択的週休３日制度も含め、働き方・休み方改革に取り組んでいる企業の好事例の紹介を行うとともに、多様な正社員制度について、事例の提供等による更なる周知等を行います。



２ 安全で健康に働くことができる環境づくり

中小企業・小規模事業者が働き方改革を実現することができるよう、事業者等に寄り添った相談・支援を推進することが重要です。

また、多様な働き方が広がる中、最低基準である労働基準法等の履行確保を図りながら、労使の自主的な取組を促進させることも重要です。

さらに、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現のため、令和５年度を初年度とする第１４次労働災害防止計画が策定されたところであり【Ｐ】、同計画に基づいた安全衛生対策への取組も必要となります。

（１） 長時間労働の抑制

①生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む事業者等の支援

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成（働き方改革推進支援助成金）を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行います。

☐「働き方改革サポートオフィス山口」によるワンストップ相談窓口において、関係機関や本省が実施する委託事業と連携を図りつつ、窓口相談や個別訪問支援、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施する等、きめ細かな支援を行います。

☐「働き方改革推進支援助成金」の活用により、生産性を高めながら労働時間の短縮や年休の取得促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。



☐全ての監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、平成31年4月1日から順次施行された改正労働基準法等の周知や、テレワーク等の新しい働き方に対応した適切な労務管理の支援等を中心としたきめ細かな相談・支援等を行います。

②時間外労働の上限規制適用猶予事業・業務への労働時間短縮等に向けた支援

☐医師については、都道府県医療勤務環境改善支援センターなどと連携し、医療機関への適切な支援を行う等、懇切丁寧な対応を行います。

☐自動車運送業については、令和6年4月から改正される改善基準告示の周知を行います。また、発荷主及び着荷主並びに元請運送事業者に対し、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること等についての配慮を「要請」をするなどの取組を実施します。



☐建設業については、建設労働者の処遇改善のための建設キャリアアップシステム等の普及を推進するなど、長時間労働の抑制、人材確保対策の推進等に向けた支援を行います。

③勤務間インターバル制度の導入促進

☐勤務間インターバル制度について、導入マニュアルや中小企業が活用できる働き方改革推進支援助成金を活用して、長時間労働が懸念される企業への導入促進を図ります。

④長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

☐月80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間に渡る過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対しては引き続き監督指導を行います。

11月の「過労死等防止啓発月間」には、過労死等防止対策推進シンポジウムの開催や過重労働防止キャンペーンの展開などを行い、過労死等防止への理解促進と啓発を図ります。



過労死等防止対策推進シンポジウム
(令和4年11月 シンフォニア岩国)

⑤長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止については、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、集中的な周知啓発を行い、関係省庁と連携を図りつつ、その防止に努めます。

監督指導の結果、下請中小企業等の労働基準関係法令違反の背景に、親事業者等の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等の違反が疑われる場合には、中小企業庁、公正取引委員会及び国土交通省に確実に通報します。

⑥年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、計画的付与制度及び時間単位年次有給休暇の導入促進を行うとともに、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行います。

⑦労働施策総合推進法に基づく協議会等について

労働施策総合推進法に基づく協議会は、中小企業・小規模事業者の働き方改革が円滑に進むよう、また、県内における若者や非正規雇用労働者等の労働環境や処遇の改善等に向けた機運が高まるよう、政労使の代表者の協力を得て「やまぐち働き方改革推進会議」を開催します。

(2) 労働条件の確保・改善対策

①新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導等の実施

新型コロナウイルス感染症の影響により生じた解雇、休業等労働条件に係る相談に丁寧に対応するとともに、事業者に対しては適切な労務管理がなされるよう啓発指導を実施します。

②法定労働条件の確保等

事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立・定着に向けて、労働基準関係法令や「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知徹底を図るとともに、監督指導を行います。



厚生労働省では、基本的な労務管理、安全衛生管理を設問に答えながらWEB診断できるサイトを設けています。

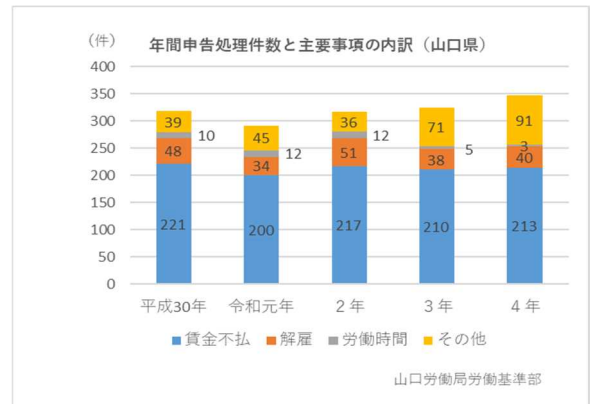
また、36協定届や就業規則をWEB上で作成することができる作成支援ツールも利用できます。



⦿度重なる指導にもかかわらず法違反を 是正しない事業場、法違反を繰り返す事業場など重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含めて厳正に対処します。

⦿中小企業に対しては「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、賃金引上げの意向確認や「業務改善助成金」、「下請かけこみ寺」などの転嫁対策関連施策の紹介も行います。

⦿労働基準監督署が受理する申告・相談 や
平日夜間、土日・祝日に実施している
「労働条件ほっとライン」、インターネットからの情報のうち、法違反が疑われるものについては、監督指導を実施します。

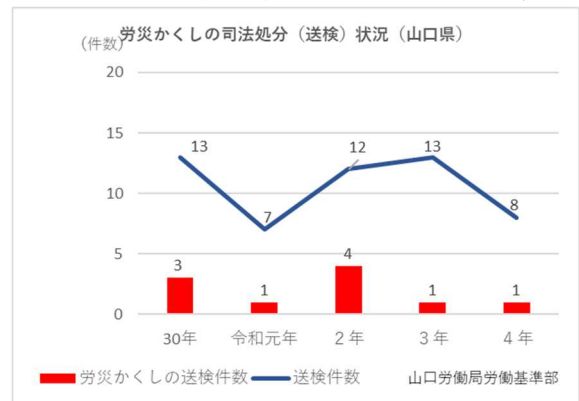


③裁量労働制の適正な運用

⦿引き続き、現行の裁量労働制について、不適正な運用の疑いがある事業場に対する監督指導などを実施します。また、令和4年12月の労働政策審議会におけるとりまとめに基づく制度見直し等について、周知を行います。

④労働契約関係の明確化

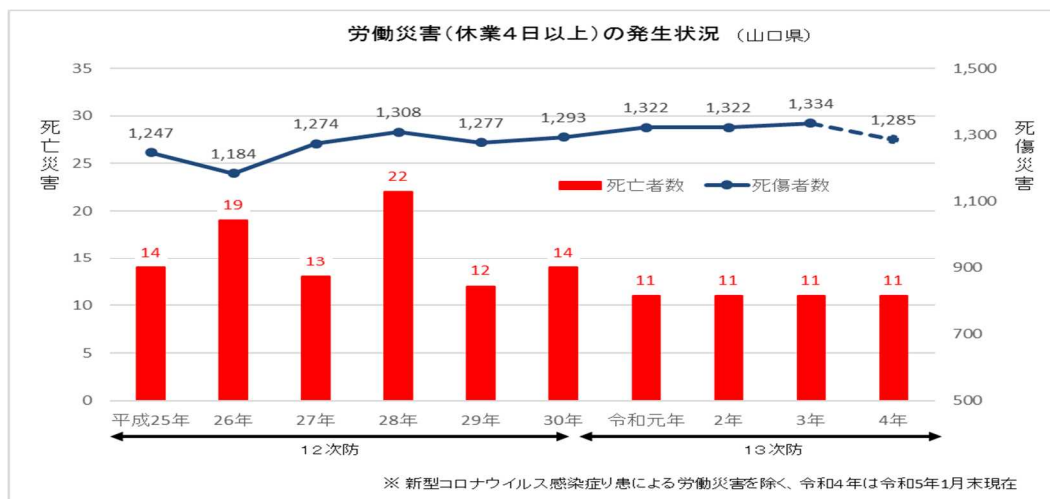
⦿労働基準法に基づく労働条件明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲を追加する省令改正が令和6年4月に施行されることを始めとする、労働契約関係の明確化のための制度見直し等について周知・啓発を図ります。



⑤「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

⦿「労災かくし」の防止に向けた周知・啓発を図るとともに、「労災かくし」が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処します。

(3) 14 次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備



①事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための周知啓発等

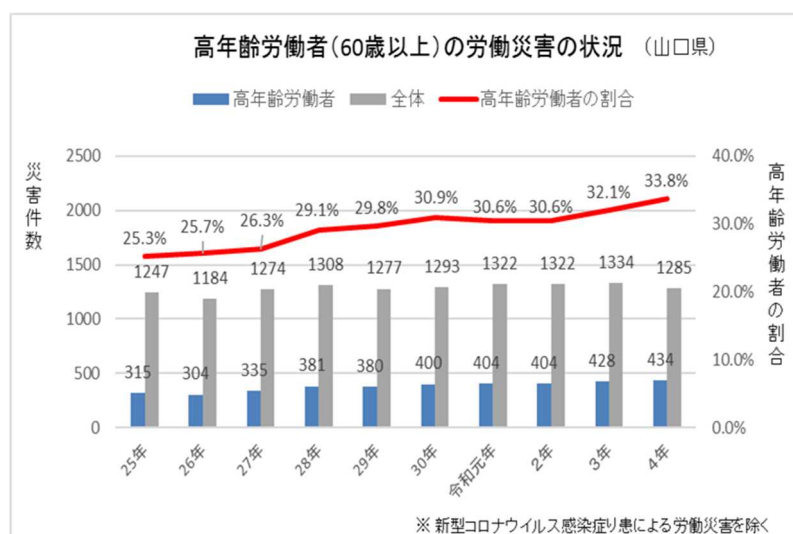
- 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むため、様々な機会を通じて、安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について周知啓発を行うとともに、加えて安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることも、積極的に周知啓発を図っていきます。
- 発注者等において安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないことや安全衛生対策経費の確保の必要性について周知を図るとともに、機会を捉え、消費者・サービス利用者に対しても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解を促していきます。

②労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）への対策については、管内のリーディングカンパニー等を構成員とする協議会の設置・運営、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、管内全体の安全衛生に対する機運醸成を図ります。

③高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図ります。



④個人事業業者等に対する安全衛生対策の推進

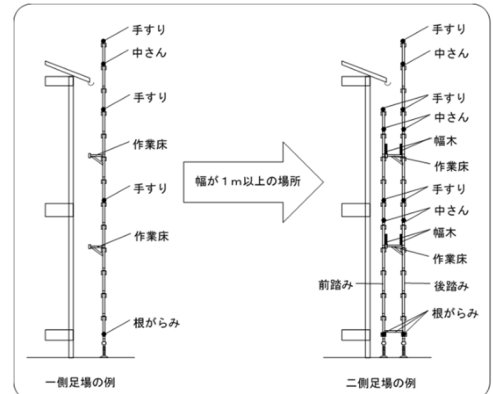
- 令和3年5月の最高裁判決を踏まえ、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが事業者に義務付ける改正省令が令和5年4月1日より施行されるため、事業場に対して指導、周知・啓発を図ります。

⑤業種別の労働災害防止対策の推進

- 陸上貨物運送事業については、貨物自動車における荷役作業での労働災害を防止するため、昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を最大積載量

2トン以上にまで拡大すること、テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育の義務化などを内容とする改正労働安全衛生規則等について指導、周知を図ります。また、荷主等も含め、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を行い取組の促進を図ります。

- 建設業については、墜落・転落災害防止対策の充実強化のため、一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検を行う際の点検者の指名の義務化などを内容とする改正労働安全衛生規則や関係ガイドラインの改正等について指導、周知を図るとともに、引き続き建設工事における労働災害防止対策の促進を図ります。



- 製造業については、機械災害の防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造時及び使用時のリスクアセスメント、残留リスクの情報提供の確実な実施を促進します。
- 林業については、「チェーンソーによる伐採作業等の安全に関するガイドライン」や「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の周知徹底を図るとともに、林業における労働災害防止対策の促進を図ります。

⑥労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策及び過重労働対策等

- 長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行うとともに、労働者のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」について周知を行います。

イ 産業保健活動の推進

- 中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援するため、山口産業保健総合支援センターが行う各種研修、訪問支援、各種助成金等について利用勧奨を行います。
- 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進のため、労働局に設置する「山口県地域両立支援推進チーム（地方自治体・産業保健推進センター・医療機関等が参加）」において、地域の両立支援に係る取組の効果的な連携と一層の促進を図ります。



治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト
治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>

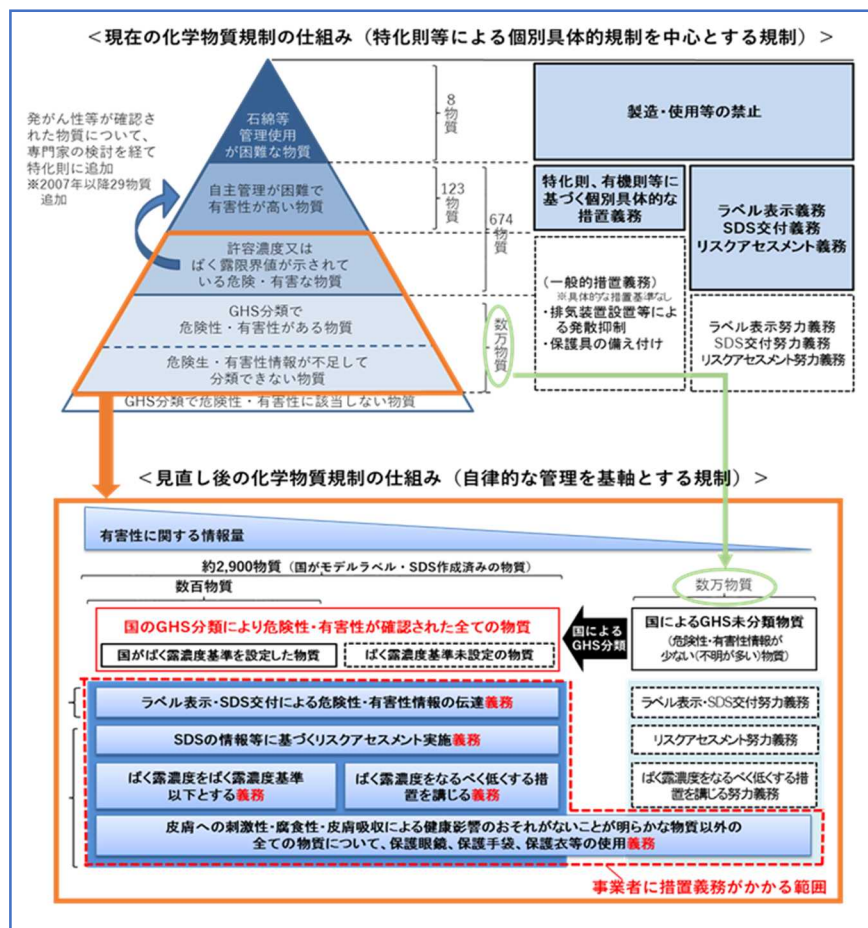


⑦新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

令和4年2月及び5月に公布された新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令に基づき、SDS（安全データシート）等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置が適切に実施されるよう丁寧な指導を行います。

建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、改正石綿則に基づく建築

物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨、石綿届出システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、及びリフォーム等も含む発注者への制度の周知を図ります。



（４） 労災保険給付の迅速・適正な処理

業務に起因して新型コロナウイルス感染症に感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となること等について積極的に周知を行います。

脳・心臓疾患事案及び精神障害事案については、認定基準に基づき、迅速かつ適正な労災認定を行います。

（５） 総合的ハラスメント対策の推進

①職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により引き続き法の履行確保を図ります。

山口労働局作成
の解説動画をご
覧ください



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるとい職場応援団



②就職活動中の学生等に対するハラスメント対策等の推進

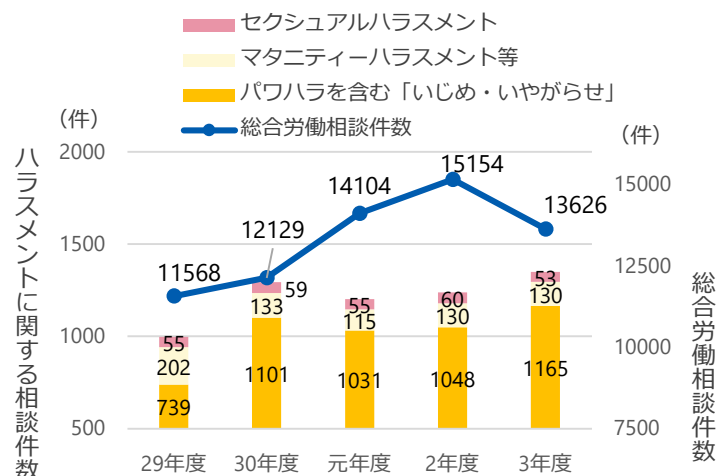
ロ就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図ります。

③職場におけるハラスメント等への周知啓発の実施及びカスタマーハラスメント対策等の推進

ロ職場におけるハラスメントの撲滅に向け、12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主等への周知啓発を実施します。

ロカスタマーハラスメントの防止対策を推進するため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用して、企業の取組を促します。

・職場におけるハラスメントに関する相談状況(山口県)



山口労働局の組織

〒753-8510

山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2 号館

電話番号

総 務 部	総務課	6F	083-995-0360
	労働保険徴収室	5F	083-995-0366
雇用環境・均等室		5F	083-995-0390
	総合労働相談コーナー	5F	083-995-0398
労働基準部	監督課	6F	083-995-0370
	健康安全課	6F	083-995-0373
	賃金室	6F	083-995-0372
	労災補償課	6F	083-995-0374
職業安定部	職業安定課	7F	083-995-0380
	需給調整事業室	5F	083-995-0385
	山口労働局電子申請事務センター (宇部公共職業安定所内)		0836-39-5982
	訓練室	7F	083-995-0387
	職業対策課	7F	083-995-0383

目的に応じた相談窓口		
職場のトラブル	山口労働局の相談窓口として「ワンストップサービス」を提供。解雇理由、配置転換、退職勧奨、労働条件不利益変更、いじめ・いやがらせ等の労働問題に関する相談	各総合労働相談コーナー 雇用環境・均等室内 各労働基準監督署内
労働条件	解雇、賃金・退職金不払、労働時間、年次有給休暇等に関する相談	各労働基準監督署 監督課
ハラスメント、仕事と家庭の両立支援	職場における男女の均等な処遇、セクシュアルハラスメント、母性健康管理、女性の活躍推進、育児・介護休業、パートタイム労働に関する相談	雇用環境・均等室
安全衛生	職場の安全衛生に関する相談 労働者の健康管理に関する相談 安全衛生の免許等に関する相談	各労働基準監督署 健康安全課
最低賃金	最低賃金制度に関する相談	賃金室
就職・雇用	従業員の募集、新規卒卒者の募集、仕事探しに関する相談、労働者派遣に関する相談	各ハローワーク 職業安定課 需給調整事業室
	高齢者、障害者、外国人等の雇用管理に関する相談	各ハローワーク 職業対策課
	職業訓練、求職者支援制度に関する相談	各ハローワーク 訓練室
労働保険	労働保険の加入、申告、納付等に関する相談 ◆労働保険の電子申請 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html 	各労働基準監督署 労働保険徴収室
労災保険	仕事中や通勤途上のケガ（職業性疾病を含む）をした時の労災請求方法や給付に関する相談 労災年金受給者の年金等に関する相談	各労働基準監督署 労災補償課
雇用保険	労働保険の加入、失業給付、育児休業給付、介護休業給付、高年齢者雇用継続給付、教育訓練給付に関する相談	各ハローワーク
情報公開	行政文書開示請求・保有個人情報開示請求に関する相談	総務課

雇用関係助成金の相談窓口		
雇用維持関係	・雇用調整助成金 ・産業雇用安定助成金 ・緊急雇用安定助成金	職業対策課 各ハローワーク
再就職支援関係	・労働移動支援助成金	
転職・再就職 拡大支援関係	・中途採用等支援助成金	
雇入れ関係	・特定求職者雇用開発助成金 ・地域雇用開発助成金 ・トライアル雇用助成金	
人材開発関係	・人材開発支援助成金	
雇用環境整備等 関係	・キャリアアップ助成金 ・人材確保等支援助成金（テレワークコース以外） ・人材確保等支援助成金（テレワークコース）	雇用環境・均等室
両立支援等関係	・両立支援等助成金・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理の措置による休暇制度導入助成金	

労働条件等関係助成金の相談窓口		
生産性向上等を通じた最低賃金の 引上げを支援	・業務改善助成金	雇用環境・均等室
労働時間等の設定改善を支援	・働き方改革推進支援助成金	
受動喫煙防止対策を支援	・受動喫煙防止対策助成金	健康安全課

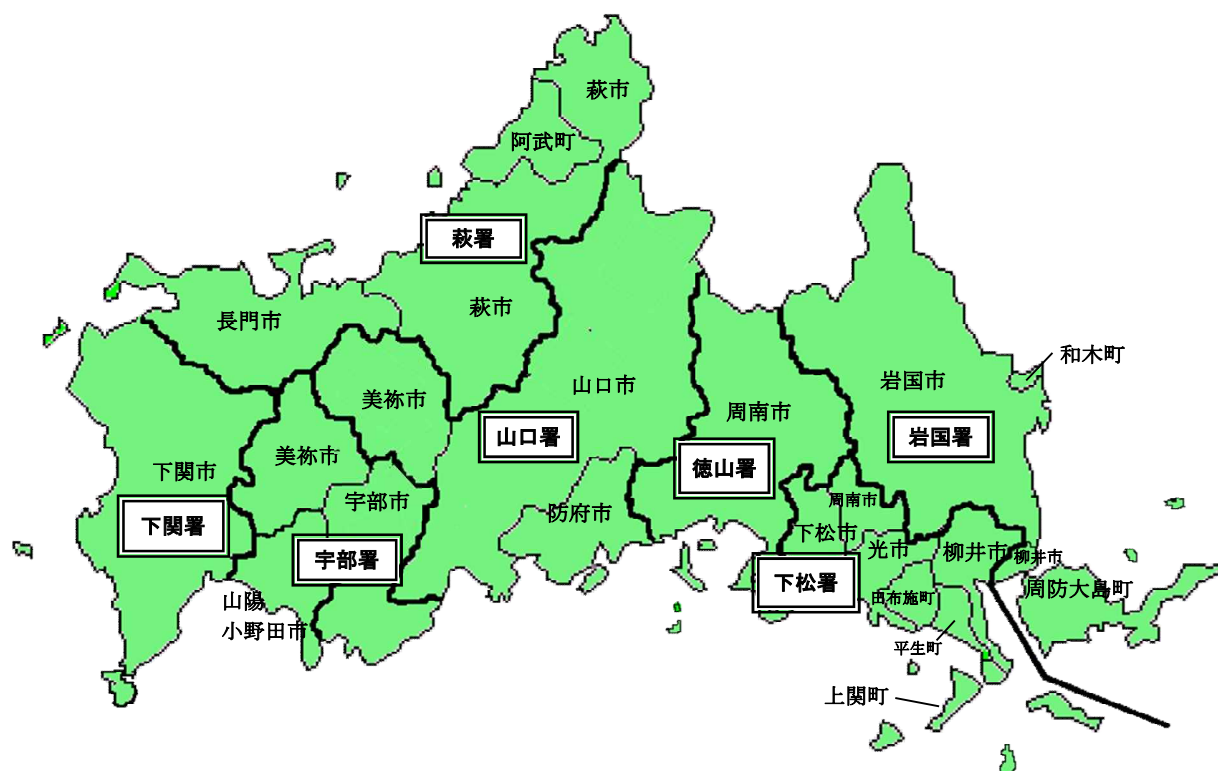
山口県内の労働基準監督署・総合労働相談コーナー

名 称	所在地	(担当部署)	電話番号
下関労働基準監督署	〒750-8522 下関市東大和町2-5-15	方面 (労働時間・賃金・解雇)	083-266-5476
		安全衛生課 (機械等設置届・健康診断)	083-237-2166
		労災課 (労災保険の手続)	083-237-2167
		総合労働相談コーナー	083-266-5479
		方面 (労働時間・賃金・解雇)	0836-31-4500
宇部労働基準監督署	〒755-0044 宇部市新町10-33 宇部地方合同庁舎	安全衛生課 (機械等設置届・健康診断)	0836-48-0089
		労災課 (労災保険の手続)	0836-48-0090
		総合労働相談コーナー	0836-31-4509
		方面 (労働時間・賃金・解雇)	0836-31-4500
		安全衛生課 (機械等設置届・健康診断)	0836-48-0089
徳山労働基準監督署 (総合労働相談コーナー)	〒745-0844 周南市速玉町3-41		0834-21-1788
下松労働基準監督署 (総合労働相談コーナー)	〒744-0078 下松市西市 2 -10-25		0833-41-1780
岩国労働基準監督署 (総合労働相談コーナー)	〒740-0027 岩国市中津町2-15-10		0827-24-1133
山口労働基準監督署	〒753-0088 山口市中原町6-16 山口地方合同庁舎 1 号館	方面 (労働時間・賃金・解雇)	083-922-1238
		安全衛生課 (機械等設置届・健康診断)	083-600-0361
		労災課 (労災保険の手続)	083-600-0362
		総合労働相談コーナー	083-600-0370
		方面 (労働時間・賃金・解雇)	083-922-1238
萩労働基準監督署 (総合労働相談コーナー)	〒758-0074 萩市大字平安古町599-3 萩地方合同庁舎		0838-22-0750

労働基準監督署

- 1 事業場に対する監督指導
- 2 重大・悪質な法違反事案等についての司法処分
- 3 事業主等から提出される許可申請、認定申請、届出等の処理
- 4 申告・相談等に対する対応
- 5 機械設備の安全・衛生面の検査
- 6 災害調査の実施・統計調査の実施
- 7 労働保険の給付及び社会復帰促進事業
- 8 労働保険の適用・徴収

- | | | | |
|---|-----------------------------|---|-------------------|
| 1 | 事業場に対する監督指導 | 5 | 機械設備の安全・衛生面の検査 |
| 2 | 重大・悪質な法違反事案等についての司法処分 | 6 | 災害調査の実施・統計調査の実施 |
| 3 | 事業主等から提出される許可申請、認定申請、届出等の処理 | 7 | 労働保険の給付及び社会復帰促進事業 |
| 4 | 申告・相談等に対する対応 | 8 | 労働保険の適用・徴収 |



山口県内のハローワーク・ハローワークの付属施設

名 称	所在地	電話番号
山口公共職業安定所	〒753-0064 山口市神田町1-75	083-922-0043
下関公共職業安定所	〒751-0823 下関市貴船町3-4-1	083-222-4031
大和町庁舎	〒750-0066 下関市東大和町2-3-6	083-266-4151
宇部公共職業安定所	〒755-8609 宇部市北琴芝2-4-30	0836-31-0164
防府公共職業安定所	〒747-0801 防府市駅南町9-33	0835-22-3855
萩公共職業安定所	〒758-0074 萩市大字平安古町599-3 萩地方合同庁舎	0838-22-0714
長門分室	〒759-4101 長門市東深川1324-1	0837-22-8609
徳山公共職業安定所	〒745-0866 周南市大字徳山7510-8	0834-31-1950
下松公共職業安定所	〒744-0017 下松市東柳1-6-1	0833-41-0870
岩国公共職業安定所	〒740-0022 岩国市山手町1-1-21	0827-21-3281
柳井公共職業安定所	〒742-0031 柳井市南町2-7-22	0820-22-2661
山口新卒応援ハローワーク	〒754-0041 山口市小郡令和1-1-1	083-973-8080
ハローワークプラザ下関	〒750-0025 下関市竹崎町4丁目3-3 JR下関ビルr i p i e (リピエ) 2階	083-231-8189
山陽小野田市地域職業相談室	〒756-0057 山陽小野田市大字西高泊1259-1 (山陽小野田市雇用能力開発支援センター内)	0836-81-4511

ハ
ロ
ー
ワ
ー
ク

1 仕事をお探しの方へのサービス

- ①職業相談、職業紹介
- ②求人情報の提供
- ③雇用保険の給付
- ④職業能力向上のための職業訓練等の相談

2 事業主の方へのサービス

- ①求人の受付・人材の紹介
- ②雇用保険の適用

◆ハローワークインターネットサービス
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

